

令和7年度食の県外催事強化業務 企画提案募集要領

本要領は、令和7年度食の県外催事強化業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

- (1) 案件名
令和7年度食の県外催事強化業務
- (2) 事業目的及び業務内容
別紙「令和7年度食の県外催事強化業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 事業費（委託上限額）
金10,331,101円（消費税及び地方消費税額939,191円含む。）

2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 本業務の募集開始から企画提案提出時までの間、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの）に該当しないこと。
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (9) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- (10) 共同提案による参加も認めるが、その場合は、全参加事業者が上記（1）～（9）を満たさなければならない。また、宮城県は代表事業者とのみ委託契約を行い、その他の参加事業者は代表事業者との委託契約（宮城県との関係は再委託に該当）

により業務を行うこと。

なお、業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表事業者の責任において行うものとする。

3 スケジュール

	項 目	年月日
(1)	企画提案募集開始	令和7年3月24日(月)
(2)	企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和7年4月 4日(金)
(3)	企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和7年4月11日(金)
(4)	企画提案への参加申込期限	令和7年4月17日(木)
(5)	企画提案書の提出期限	令和7年4月25日(金)
(6)	企画提案書のプレゼンテーション・選考	令和7年5月 9日(金)
(7)	選考結果の通知(予定)	令和7年5月中旬
(8)	契約の締結(予定)	令和7年5月下旬

4 応募手続

(1) 企画提案書作成等に関する質問受付

イ 受付期限

令和7年4月4日(金)午後3時まで(必着)

ロ 質問方法

質問書(様式第1号)を用いて、電子メールにより下記アドレスあて送付すること。
s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp (宮城県農政部食産業振興課県産品販売支援班)

ハ 回答方法

質問の回答は、令和7年4月11日(金)までに宮城県農政部食産業振興課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問内容によっては回答しない場合がある。

なお、電話や口頭による質問及び受付期限を過ぎてからの質問は、一切受け付けない。

(2) 企画提案への参加申込

イ 提出書類

(イ) 参加申込書(様式第2号) 1部

(ロ) 宣誓書(様式第3号) 1部

ロ 提出期限

令和7年4月17日(木)午後3時(必着)

ハ 提出方法

持参又は郵送

ニ 提出先

宮城県農政部食産業振興課県産品販売支援班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号(県行政庁舎10階北側)

(3) 企画提案書の提出

イ 提出書類

- (イ) 企画提案書（任意様式） 10部 ※電子媒体でも提出
 (ロ) 事業経費見積書（任意様式） 10部

ロ 提出期限

令和7年4月25日（金）午後1時（必着）

ハ 提出方法

持参又は郵送（電子媒体は電子メール、CD-R等）

ニ 提出先

宮城県農政部食産業振興課県産品販売支援班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（県行政庁舎10階北側）

電子メール：s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp

ホ 留意事項

- (イ) 企画提案書はA4版片面印刷（電子媒体はPDF形式とする。）とし、ページ番号を付すること。また、構成は、下記に沿って提案内容を明快にまとめたものとする。

項 目			記載内容
I	表紙		委託業務名、事業者名、住所、代表者名、担当者名（所属・職・氏名）、連絡先（電話番号・FAX番号・電子メールアドレス）
II	目次		本文の各項目及び対応するページ番号
III	本文	①	想定する主な実施会場 ・受注者が会場を選定する販売会について、中部地方、近畿地方、中国・四国地方、九州地方、その他の地域ごとに想定する主な実施会場及び選定理由
		②	売上見込み ・全販売会合計の売上見込み ・売上見込みを算定する上での考え方や参考情報
		③	延べ商品数及び合計取扱アイテム数の見込み ・延べ商品数及び合計取扱アイテム数の見込み ・上記見込みを算定する上での考え方や参考情報
		④	販売会実施内容の工夫 ・販売会ブースへ顧客を呼び込む工夫 ・売上の一部を販売収益として受け取る場合、売上に対するその手数料率及び販売収益を活用した販売会実施内容の充実策
		⑤	継続購入に向けた取組 ・継続購入に向けた取組の内容
		⑥	スケジュール及び実施体制 ・業務スケジュール、人員・体制、再委託の有無（再委託する場合は、再委託先との業務分担を明記）
		⑦	類似業務実績 ・過去に実施した類似業務の実績

- (ロ) 事業経費見積書は、項目ごとに数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠がわかるように記載の上、売上の一部を販売収益として手数料を受け取る場合は、受注者が受け取る販売収益の見込み額を記載し、経費から差し引くこと。消費税及び地方消費税額の金額を算出の上、合計金額を記載すること。

なお、販売収益が受注者の見込み額に達しなかった場合でも、発注者はその差額を補填しないもの。

- (ハ) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、宮城県から内容の補完や不明点の確認等のため、追加書類の提出を求める場合がある。

5 評価・選定方法

(1) 選定方法

宮城県が設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった提案者のうち、最高点をつけた選定委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。

なお、採点の結果、最高点をつけた選定委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、各選定委員の評価点の合計点が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション

イ 実施日

令和7年5月9日（金） ※実施時間は別に定める。

ロ 実施場所

宮城県庁内会議室（宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号）※詳細は別に定める。

ハ 実施方法

- (イ) 出席者は1提案者当たり3名以内（提案に係るプロジェクトへの参画者に限る）とする。
- (ロ) 1提案者当たりの持ち時間は35分以内（説明20分以内、質疑応答15分以内）とする。
- (ハ) 提案者が複数いる場合、別に定める時間割に従い実施する。
- (ニ) 原則、事前に提出のあった企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は認めない。
- (ホ) モニター（対応ケーブルはHDMI）の使用を希望する場合は、企画提案書等の提出時に申し出ること。
- なお、この場合、パソコンは提案者が用意すること。
- (ヘ) 提案者が多数の場合は、事前に企画提案書等による予備審査を行い、上位3者を選定した上で、プレゼンテーションによる本審査を実施する。

(3) 選定結果の通知

審査終了後、書面にて、全ての提案者に審査結果を通知する。

なお、選定結果に関する質問及び異議は受け付けないものとする。

(4) 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみであった場合も審査を行い、評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、当該提案者を業務委託候補者として選定する。また、提案者が業務を適切に実施できないと判断された場合又は提案者が無い場合は、再度提案者を募集する。

(5) 選定結果の公表

選定結果については、選定された業務委託候補者の名称、参加事業者の名称、点数等を公表する。

6 評価基準・配点

	評価項目	評価基準	配点
①	開催場所及び売上見込み	全販売会合計の売上見込みは県の想定以上であり、受注者が会場を選定する販売会の想定する主な実施会場は、過去の催事等における人流及び誘客実績を考慮した会場であり、売上見込みの達成が可能であるか。	15点
②	販売商品数の見込み	延べ商品数及び合計取扱アイテム数の見込みは県の想定以上であり、達成が可能か。	5点
③	販売会実施内容の工夫	販売会実施内容は販売スペースへ消費者を呼び込む工夫がされているか。	10点
④	継続購入に向けた取組	商品購入者に対する継続購入の促進策や常設販売の実施提案など、継続購入を促進しリピーターを獲得するための取組であるか。	10点
⑤	スケジュール及び実施体制	適切な業務スケジュールが示され、不測の事態が生じた場合でも予定どおり業務遂行できる体制となっているか。 業務実施にあたり、適切な人員・体制が確保されているか。	5点
⑥	類似業務実績	類似業務の十分な実績を有しているか。	5点
合 計			50点

7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領及び仕様書に従っていない場合
- (3) 5(2)に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の提案者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法(明示29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合
- (7) 過去に発表済みの内容と酷似した提案を行った場合
- (8) その他不正な行為があった場合

8 契約の締結

(1) 受託者の決定

選定した業務委託候補者と、別途見積合わせを実施し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う。ただし、特別な理由により業務委託候補者と契約締結ができない場合は、次点の提案者を業務委託候補者として契約手続きを行う。

(2) 契約書の作成

発注者と受注者で協議の上、契約書を作成する。

9 留意事項

(1) 企画提案に当たっては、関係法令を遵守すること。

(2) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は、原則として返却しない。

(4) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式第4号）を提出すること。

なお、取下願が提出された場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 業務により得られた成果は、全て宮城県に帰属するものとする。

(6) 企画提案方式を公正に執行することが困難であると認めるときは、本方式による実施を延期または取りやめる場合がある。

(7) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報等の非開示情報を除いて開示する。